

合法性が証明された木材表示制度について

専門委員会では昨年度の「合法性等が証明された木材・木材製品について、木材の合法性等の表示にかかる実証事業」の結果を踏まえ、本年度行われた認定団体に対するアンケートの結果に基づいて、合法性が証明された木材表示制度に関する検討を行ってきた。現時点での検討結果は以下の通り。

1 合法木材であることを製品に表示するこの意義と問題点

合法木材であることを製品に表示することは、①消費者に合法木材の証明制度・製品の普及（消費者への普及）、②工事施工現場での判別に資する（BtoBのサービス）の二つの意味があり、近年②の点でコンクリート型枠など需要者側から表示を強く要請されている製品があり、表示の実施を迫られている事業者がいる。ただし、表示をすることは①コストがかかり事業者全員が対応できない、②消費者への認知拡大で説明責任が拡大、③信頼性への責任が拡大（景表法の優良誤認表示の対象となる、といった課題がある。このため慎重な検討が必要である。

2 木材表示の制度化と合法木材供給システムの信頼性

個々の事業者自己の責任で合法木材を製品表示することを制限することはできない。ただし、ある表示された製品の信頼性に疑義が生じる事態になれば、一つの問題点はその事業者・団体だけでなく全体に波及する可能性がある。

そこで、専門委員会では幅広く木材表示の制度化に関する議論をしたが「現時点ではシステムの信頼性を確保することが最重要課題」とされ、木材表示の制度化のコンセンサスをえることができなかった。

なお、合法性証明の責任を持てる者は事業者と認定団体であることが議論の中で改めて確認された。

表示に取り組もうとする団体・事業者は以上を念頭におくことを期待する。

合法木材の表示に関するアンケート結果

問1 合法木材の表示制度の可否について

A	合法木材を木材に表示する制度を作ることに賛成	47
a	希望する事業者が一定の信頼性をもった表示をできるようにしたらよい	16
b	話題性もあり合法木材に普及のためになる	7
c	表示の信頼性に関わるので一定のルールが必要である	31
d	その他	4
	()	
B	合法木材を木材に表示する制度をつくることに反対	33
a	合法木材の信頼性や透明性をさらに向上させてから導入すべき	14
b	表示に要するコストと手間が大半の事業者では負担出来ない	25
c	特段の制度は必要なく、各自が好きなように表示をすればよい	4
d	その他	4

問2 合法木材の表示制度を作る場合そのあり方について

(1) 制度の実施主体

A	認定団体が独自の基準をつくり表示する事業者独自に認定する	4
B	各団体に共通の一定の基準を団体間で合意しその基準にそって実施すべき	29
C	団体の基準に基づき事業者を認定するが共通のガイドラインを作成しておく	22
D	わからない	2

(2) 表示事業者の条件

A	団体認定された供給事業者であれば表示することができる	23
B	表示事業者が供給事業者としての団体認定時の要件を履行しているかモニタリング	17
C	原料調達先の公表など、信頼性を確保するため、供給事業者としての認定時より厳しい条件が必要	11
D	わからない	3

(3) 表示内容（合法木材推進マークの使用）

A	表示のために統一したマークを使用するためには団体間で合意した共通の一定のルール化が必要なので、とりあえずマークは使用せず「この製品は合法木材です」といったような「名称の使用」で出発する	11
B	統一したマークを使用しないと合法木材の消費者などへの普及上問題があるので、マークを使用することを前提とした表示制度が必要である	38
C	わからない	5

問3 普及のための活動

A	合法木材表示制度のPRを表示事業者と認定した団体が実施する	4
B	全木連、認定団体全体で普及のための表示制度PR活動を実施する	46
C	わからない	7

回答数 86